

学校・職場における 結核の基礎知識



世界では人口のおよそ4人に1人が結核菌に感染しているとされ、毎年多くの人が結核を発病しています。

日本でも年間1万人以上が結核を発症しており、重要な感染症の一つです。福岡市では2025年に145人が結核を発症し、そのうち約4人に1人が外国人でした。また、市内の日本語教育機関で2件の集団感染事例が発生しました。

1 結核とは

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。症状は「せき」「たん」「微熱」「体のだるさ」などで、風邪に似ています。

結核を発病した人の咳やくしゃみに含まれる結核菌を吸い込むことで感染しますが、感染してもすぐに発病するわけではありません。免疫力が低下したときに発病することがあります。

発病して病気が進行すると、人にうつす可能性があります。一方、感染だけの状態や発病初期は、人にうつしません。

6～9か月の服薬で治る病気ですが、治療を続けるためには周囲のサポートが重要です。

2 結核の検査

発病を確認する検査		感染を確認する検査
喀痰検査 患者が「周りの人に感染させる可能性があるか」を調べることができます。	胸部レントゲン検査 定期的に検査を行うことで、疾患の早期発見につながります。	血液検査(IGRA検査) 結核菌に感染しているかどうかを調べます。

3 学校・職場における健康管理

①症状があるときは早めに受診を

受診が遅れると、周りの人に感染させる恐れがあります。健康管理に留意し、早めの受診を促してください。

②免疫を維持できる生活を

「バランスの良い食事」「適度な運動」「十分な睡眠」「禁煙」「免疫が下がる病気の治療と管理」が大切です。

③1年に1回は胸部レントゲン検査を

健康診断にて精密検査が必要とされた場合には、確実に医療機関を受診するよう指導し、受診結果を必ず確認してください。

結核患者発生時の対応



いつ、誰が診断されるかはわかりません。
事前に知っておくことはとても大切です。

シールぼうや

1 調査

結核は医師の診断後ただちに最寄りの保健所に報告することが定められています。(感染症法第12条)

保健所は医療機関から患者情報の提供を受け、本人へご連絡します。

患者が日本語の理解が難しい場合などは、連絡をさせていただくことがあります。

感染症法に基づく調査となりますので、ご対応をお願いいたします。

2 接触者健診

患者が周りの人に感染させる可能性がある場合、保健所が接触者健診を実施します。(感染症法第17条)

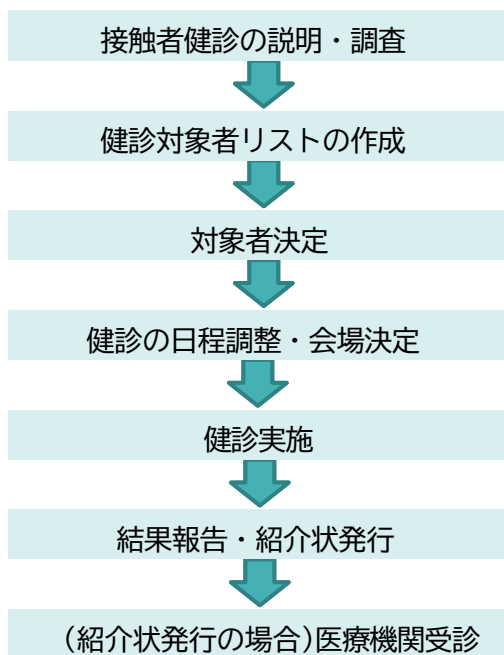
接触者健診の対象者の目安(※患者の状況によって異なる場合があります)

患者が診断される前3か月間に、累積して8時間以上同じ空間で過ごした人

《接触者健診の時期・方法》

最終接触から2～3か月後に血液検査と胸部レントゲン検査で健診を行います。しかし、毎日のように同じ空間を共有している場合は最終接触直後にも健診を実施することがあります。また、対象者が多数等の理由で健診を学校等で行う場合は、血液検査のみとなります。

《接触者健診の流れ》



《学校・職場のみなさまに協力いただく内容例》

- ・対象者リストの作成
- ・施設の見取り図等の提供
- ・健診日程の調整
- ・対象者への説明
- ・健診運営のサポート
- ・対象者への結果説明
- ・紹介状が発行された場合の受診調整、付き添い

接触者健診の実施については、
保健所と施設のみなさまとの連携が重要です。
感染拡大防止のため、協力をお願いします。
ご不明な点はぜひお尋ねください。



たすけあインコ